

津山市 小規模事業者経営改善資金(マル経融資) 制度利子補給制度

○概要

日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経融資)制度に基づく融資を受けられた方を対象に、1年間1%相当額の利子補給を行う制度です。

○小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の内容とは?

作州津山商工会の経営指導を受けた小規模事業者が、日本政策金融公庫から無担保・無保証で融資を受けることができる制度です。

融資には審査、条件があります。

- ①融資限度額 2,000万
- ②利率 1.25%(令和5年9月現在)
- ③返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内

○利子補給の内容

- ①対象者 令和5年4月1日から令和6年3月31日までにマル経融資を受けた方。
- ②補給額 マル経融資の償還開始の日から1年分(12か月)の約定利息の内、1%相当額。

○交付回数

1回

○申請方法

作州津山商工会を通じて津山市に申請いたします。

○お問い合わせ先

作州津山商工会 本部 [TEL:0868-36-5533](tel:0868-36-5533) 加茂支所 [TEL:0868-42-2092](tel:0868-42-2092)
久米支所 [TEL:0868-57-3398](tel:0868-57-3398) 奈義支所 [TEL:0868-36-3113](tel:0868-36-3113)